

香芝市学校施設等整備計画策定会議設置要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

香芝市長 三橋和史

香芝市学校施設等整備計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 香芝市立の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校及び中学校（以下「学校施設等」という。）の整備に当たり、関係部室相互の緊密な連携を確保するとともに、総合的かつ効果的な整備手法等を検討し、及び香芝市公共施設等総合管理計画の下位に位置付けられる香芝市学校施設等整備計画を策定するため、香芝市学校施設等整備計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 香芝市学校施設等整備計画の策定に関する事項
- (2) 学校施設等の複合化を含めた総合的かつ効果的な整備手法等の検討に関する事項
- (3) 学校施設等の視察及び設備等の整備箇所の確認（次号において「確認」という。）に関する事項
- (4) 確認の結果に係る対応に関する事項
- (5) その他香芝市学校施設等整備計画を策定するために必要と認める事項

(組織)

第3条 策定会議は、市行政の総合政策に関することを所掌する部室、市有財産に関することを所掌する部室、予算及び財務に関することを所掌する部室、保育所及び認定こども園に関することを所掌する部室並びに土木建築工事に関することを所掌する部室の長、香芝市教育委員会事務局教育部の長その他市長が指定する職にある者をもって組織する。

(会長)

第4条 策定会議に、会長を置く。

- 2 会長は、市行政の総合政策に関することを所掌する部室の長をもって充て、策定会議の会務を統括する。

(会議)

第5条 策定会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に策定会議の構成員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 4 会議で共有し、協議し、及び検証した事項は、速やかに市長に報告するものとする。

(ワーキンググループ)

第6条 会長は、第2条各号に掲げる事項に係る具体的な作業に取り組むに当たって必要と認めるときは、ワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループは、関係部室の職員で会長が指名するものをもって構成する。

(庶務)

第7条 策定会議の庶務は、公有財産の整備計画に関することを所掌する課室、予算編成及び執行管理に関することを所掌する課室、保育所及び認定こども園に関することを所掌する課室、市有建築物の建設工事、設備工事及び修繕工事に係る設計及び監督に関することを所掌する課室並びに教育施設の整備計画に関することを所掌する課室の協力を得て、市行政の総合政策に関することを所掌する課室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。